

茨城県立医療大学地域・社会貢献研究委員会設置要項

〔平成17年2月16日〕
第10回教授会

改正 平成29年9月21日

改正 令和3年4月1日

改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号）第13条第3項の規定に基づき、茨城県立医療大学地域・社会貢献研究委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長
- (2) 各学科（看護学科においては助産学専攻科を含む）、各センターから推薦された専任教員各1名及び付属病院から推薦された者1名（これらの者のうち副委員長を1名選出）
- (3) 総務課長
- (4) その他学長が指名する者

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域及び社会貢献研究に関すること。
- (2) 地域社会との連携に関すること。
- (3) 公開講座に関すること。
- (4) 専門職継続教育課程に関すること。
- (5) その他地域及び社会貢献に関すること。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。

(専門職継続教育課程)

第5条 第3条第4号に定める専門職継続教育課程は次の表のとおりとする。

専門職継続教育課程
認定看護師教育課程（摂食嚥下障害看護分野）
専任教員養成講習会

- 2 前項の教育課程の運営に必要な事項は別に定める。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長になる。

2 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

3 委員会は、構成員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 委員会において議決を要する事項は出席構成員の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が別に定める。

付則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

付則

この要項は、平成18年10月18日から施行する。

付則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この要項は、平成25年12月18日から施行する。

付則

この要項は、平成29年9月21日から施行する。

付則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

付則

1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。

2 地域・社会貢献研究センター設置要項（平成15年6月18日第3回教授会）は、廃止する。